

追試験取扱内規

制 定 2005年12月7日
学部長懇談会
研究科長懇談会
最新改正 2024年12月4日
大学運営会議

(趣旨)

第1条 この内規は、傷病等やむを得ない理由により、学期末試験の受験ができなかった学生が追試験を希望する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(追試験願)

第2条 追試験を希望する者は、学期末試験時間割発表日から大学が指定する期日までに、所定の追試験願に、次の表に定める欠席理由を客観的に証明する書類等を添えて、教務部を経て所属する学部の学部長又は研究科の研究科長に願い出なければならない。

欠席理由	欠席理由を証明する書類等
本人の傷病	医師の診断書(大学所定用紙又はそれに準ずるもの)
親族(三親等以内)の死亡	会葬礼状又は死亡診断書 ^(注)
親族(三親等以内)の傷病	医師の診断書 ^(注)
就職試験	企業、官公庁等発行の証明書(就職試験の場所・日時を明記し、社印等が押印されていること。)
交通機関の遅延等	交通機関の遅延証明書
災害(台風、水害、火災、地震等)	罹災証明書等、災害の状況が把握できる書類
正課授業に基づく実習(教育実習、インターンシップ)	証明する書類の提出は不要(大学でその事実を確認できるものに限る。)
単位互換制度による他大学又は他大学院との試験時間の重複又は移動時間の不足による欠席	証明する書類の提出は不要
部活動等における「学生の日本代表」又は「日本代表クラス」での大会参加	招聘機関等からの証明書及び当該大会等の内容が分かる書類等
裁判員制度に基づく要請	裁判所からの要請等を証明する書類等
その他公的機関からの要請等	公的機関からの要請等を証明する書類等
その他	所属する学部又は研究科が特に提出を求めたもの

(注) やむを得ない事情でこれらの診断書等を提出できない場合に限り、親族による証明書類に代えることができる。

2 追試験願の提出に当たっては、代理人による提出を妨げない。

(追試験の審査)

第3条 追試験の審査は、当該学生の所属する学部又は研究科の教授会又は研究科教授会(以下「教授会等」という。)が行う。ただし、審査に係る手順等については、当該教授会等の定めるところによる。

(追試験受験の許可)

第4条 前条の審査により追試験の受験が認められた者及び当該学生の受験が認められた科目は、掲示等により通知する。

(追試験の実施)

第5条 追試験は、大学が定めた期間内に実施する。

(追試験の放棄又は欠席の禁止)

第6条 受験が認められた追試験を放棄し、又は欠席することは、原則として認めない。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)